

扶桑商工通信

令和6年6月号

発行 扶桑町商工会

第64回通常総代会の開催について

去る5月23日(木)に第64回通常総代会が開催され、第1号議案から第7号議案まで賛成多数により、可決承認されました。また、任期満了に伴う役員の変更があり、4期12年務められた鈴木洋会長から、新たに曾我公彦氏が会長に就任されました。



【新会長：曾我公彦 氏】



【総代会の様子】

議案審議にご協力いただきました総代の皆様には感謝申し上げます。

扶桑町商工通信で取り上げてほしい企業募集中。新商品や新サービスの開発など情報を発信したい方がおられましたら商工会(93-5111)まで。スタッフが取材に伺います。

【新会長あいさつ】
扶桑町商工会の活動を通じて会員皆様の事業が発展していくことで、雇用が生まれ、ひいては扶桑町の人口が増え、扶桑町の掲げる「かがやき条例」のようにさらにきらと輝く住みやすい町へと繋がる礎になればよいと考えております。前会長の意思を引き継ぎ、皆様と一丸となって進んでまいりたいと存じますので、尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員紹介

株式会社ウイズホーム

株式会社ウイズホームは大工歴25年の今井康弘さんが経営する建物リフォームの会社です。扶桑町や犬山市を中心に工場や会社から住宅まで幅広く対応しており、まさに地域の「頼れる大工さん」です。

今井さんご自身が窓口となっており、直接お客様の希望を聞いてくれる点や大工経験に基づいて最適な施工提案をしてくれるのは大きなメリットです。

今井さんだけでなく、現場に向く職人さんも経験豊富であるため、現場で補強工事やシロアリ駆除など想定外の工事にも対応してくれるのは安心です。

また、事前にパース(完成予想図)でお客様に確認してもらうため、完成後のイメージに相違があった、というお声はなく、パースを作成するインテリアコーディネーターも常に新しい知識を取り入れ、連携をとってお客様に提案しています。

さらに、扶桑町ではリフォームの補助金があり、その申請について対応もスムーズに進めていただけます。

今井さんは、リフォームが完成した時お客様が綺麗になったお家を見て喜んでくれることがやがていと教えてくれました。

住宅だけでなく、事務所や工場などの工事・修繕は、大工目線で寄り添い、経験豊富で確かな施工技術の株式会社ウイズホームに一度相談してみてもいいかがでしょうか。



住所：丹羽郡扶桑町高雄下山 257
TEL：0120-927-357
営業時間：9:00～20:00
HP：<https://withhome-reform.com/>

職員紹介

【補助員 遠山 裕紀

(とうやま ゆうき)】

4月から扶桑町商工会で補助員として勤めさせていただいております。補助員関係の仕事に携わるのは初めてということもあり、慣れない業務に不安もありますが、先輩職員の方々に教えて頂きながら、日々勤めさせて頂いています。早く業務に慣れて、少しでも皆様のお役に立てるよう精進していきたいと思っております。宜しくお願い致します。



【6月・7月の事業予定】

半期源泉納付個別指導会 (要予約)

日時 7月4日(木)・5日(金) 午前9時〜12時

講師 間宮勝則氏・會津至人氏

場所 扶桑町商工会 2階会議室

イオン物産展

日時 7月12日(金)〜14日(日)

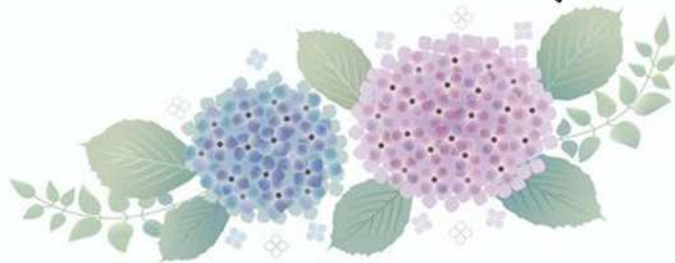
午前10時〜午後6時

場所 イオンモール扶桑

理事会

日時 7月19日(金) 11時〜

場所 扶桑町商工会 2階会議室



地域経済動向報告

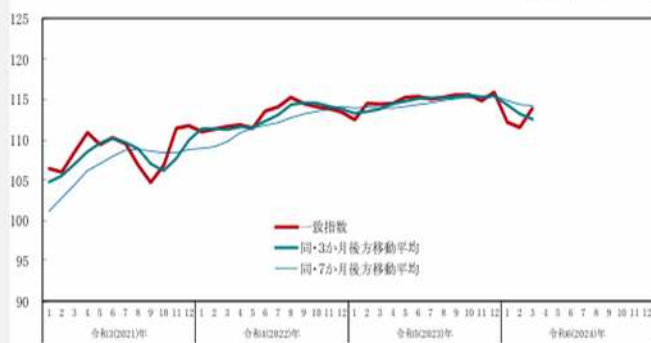
景気動向指数、あいちの景気動向指数、中小企業景況調査報告書、OKB景況指数により参照。

令和6年能登半島地震の影響を受け一度低下し、現在は上昇したものの再び下方への局面変化へと示している。

新型コロナ5類となり、一部の業種は業況良化の兆しがある。業種問わずコスト造の影響があり、収益状況に差が出ている。

一致指数の推移

(令和2(2020)年=100)



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!

小規模共済

検索